

## 東三河広域連合公告第 30 号

令和 4 年 4 月 25 日

東三河広域連合長 浅 井 由 崇

公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、下記のとおり必要書類を提出してください。

### 記

#### 1 公募型プロポーザルに付す事項

##### (1) 業務名

第 9 期介護保険事業計画策定支援業務

##### (2) 業務内容

別紙「第 9 期介護保険事業計画策定支援業務仕様書」のとおり

##### (3) 業務期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 27 日まで

##### (4) 契約上限金額

金 36,000 千円（うち令和 4 年度業務分が金 22,000 千円、令和 5 年度業務分が金 14,000 千円。いずれも消費税及び地方消費税を含む。）

#### 2 プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件

(1) プロポーザルの提案資格は、プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。

イ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に、東三河広域連合又は東三河広域連合の構成市町村（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町及び豊根村）のいずれかにおいて、指名停止の期間がないこと。

ウ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「東三河広域連合が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 27 年 5 月 1 日付け締結）に基づく排除処置を受けていないこと。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申

立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

オ 平成 29 年度以降に、元請け、下請けを問わず、広域連合又は市が発注する介護保険事業計画策定支援に関する業務を履行した実績を有する者であること。

### 3 参加手続

#### （１）担当部局及び問合せ先

〒440-0806

愛知県豊橋市八町通二丁目 16 番地 東三河広域連合福祉事業部介護保険課

電 話：0532-26-8459・8460

ファックス：0532-26-8475

電子メールアドレス：[kaigohoken@union.higashimikawa.lg.jp](mailto:kaigohoken@union.higashimikawa.lg.jp)

#### （２）実施要領等の入手方法

実施要領等は、本広域連合のホームページからダウンロードすること。

<https://www.east-mikawa.jp/>

#### （３）参加意向申出書の作成要領

##### ア 参加意向申出書の様式

参加意向申出書の様式は実施要領に示すとおりとする。

##### イ 参加意向申出書の作成及び記載上の留意事項

応募者の「会社概要」並びに応募者における同種・類似業務の受注実績（企業の本店、支店、営業所等を含む業務の実績について 5 件まで）について、「業務実績表」に記載すること。なお業務実績表には、記載した業務の契約書の写し及び業務内容が確認できる書類（業務仕様書の写し等）を添付すること。

#### （４）参加意向申出書等の提出及び提出期限

##### ア 提出書類

（ア）「参加意向申出書」

（イ）（３）イにおいて必要とする添付書類

イ 提出部数

各 1 部

※ 提出書類は全て A 4 サイズ 縦 左綴（2 穴）ファイリングにより提出すること。

ウ 提出先

（1）に同じ

エ 提出方法

持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日午前 9 時から午後 3 時まで）又は郵送（書留郵便に限る）とする。

オ 提出期限

令和 4 年 5 月 13 日（金）午後 3 時必着

（5）提案書等の提出を要請する者の確認

提案資格の有無を確認後、「提案資格確認結果通知書」により、提案書等の提出について通知する。

（6）提案書等の提出

ア 提出書類及び部数

（ア）提案書等 正本 1 部、副本 8 部

正本、副本ともに A 4 サイズ・縦長・左綴（2 穴）ファイリングにより提出すること。副本には提案者名が特定できるような記述をしないこと。

（イ）見積書及び見積内訳書（様式は任意）各 1 部

イ 提出先

（1）に同じ

ウ 提出方法

持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日午前 9 時から午後 3 時まで）又は郵送（書留郵便に限る）とする。

エ 提出期限

令和 4 年 6 月 3 日（金）午後 3 時必着

提出期限後に到着した提案書は無効とする。

4 評価の手續及び契約候補者の特定

提出された提案書等について、「第 9 期介護保険事業計画策定支援業務プロポーザル評価委員会」において次のとおり評価を実施し、最も優れている提案者を契約

候補者として特定の上、契約締結に向けた手続を行う。

(1) 第1次審査（書面審査）

(2) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

令和4年6月17日（金）（予定）

時間、場所及び留意事項等については、別途通知する。

## 5 その他

(1) 提案書等の作成等、プロポーザルに係るすべての費用は、提案者の負担とする。

(2) 提出された提案書等は、返却しない。

(3) 次に該当する提案は、無効とする。

ア 実施要領に示した提案資格を有しない者の提案

イ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

ウ 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

エ 見積金額が契約上限金額を超える提案

オ 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

(4) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) その他詳細は、「第9期介護保険事業計画策定支援業務プロポーザル実施要領」による。